

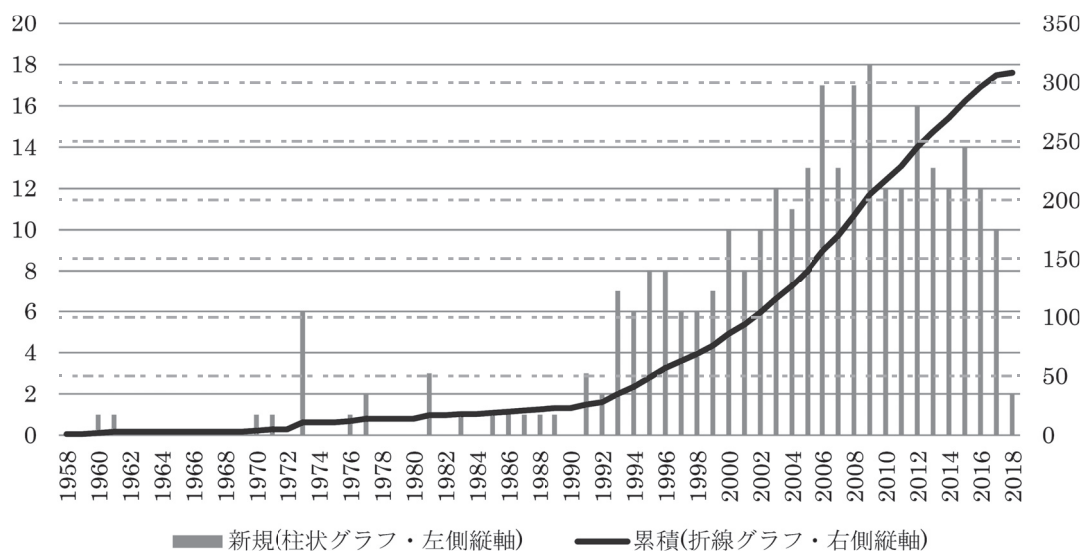
自由貿易協定締結交渉と政府開発援助

横 溝 えりか

1. はじめに

世界の地域貿易協定 (RTA: Regional Trade Agreement) 数は、世界貿易機関 (WTO: World Trade Organization) が公表している統計によると、協定の発効ベースで 308 件となっている (2018 年 11 月時点)⁽¹⁾。図 1 には、各年で新規に発効した地域貿易協定数 (柱状グラフ・目盛りは左縦軸を使用) と、それらの累積数 (折線グラフ・目盛りは右縦軸を使用) をグラフにしたものとなる。累積数で、1990 年時点では 20 件、1995 年時点で 45 件であった地域貿易協定は、2018 年 11 月時点で 300 件を超えている。

図 1 世界の地域貿易協定数



出典：WTO 地域貿易協定 (RTA) データベース

他方で日本は1990年代末まで、ガット・WTOに基づく多角的自由貿易体制を通商政策の基本方針としていた。しかし、『通商白書1999年版』で通商政策の転換が宣言され、2000年から地域貿易協定締結の準備に乗り出していくこととなった⁽²⁾。日本はそれまでの多国間貿易自由化に加えて、2国間でも貿易自由化を行う、重層的通商政策に転換したと言える。その後、日本は2002年1月にシンガポールとの自由貿易協定(FTA: Free Trade Agreement)を締結した⁽³⁾。現在、日本が締約し、発効が済んでいるFTAはシンガポールとのものを含めて、合計で15件となっている。表1がその一覧である⁽⁴⁾。

地域貿易協定を締結する国々は、互いが協定締結に合意しさえすればよいのではなく、協定締結をWTOに通報することが求められている。WTOは、通報を受けた協定が、ガット・WTO協定と整合的であるかの審査を行う。そこで地域貿易協定締結はあくまでも、ガット・WTO協定という枠組みの中で見ていかななくてはならない。本稿では、地域貿易協定締結を検討する2カ国とその域外となる1カ国の計3カ国からなる部分均衡モデルを用いて、協定締結を検討する2カ国それぞれにとって協定締結に伴う経済厚生の変化を確認していく。協定締結交渉の際、協定締結に至るには、協定締結によって経済厚生が増加(改善)する国から減少(悪化)する国への補償が必要となる。本稿では、補償する方法の1つとして、政府開発援助を捉えていく。

2. ガット第24条 関税同盟と自由貿易地域

ガット(GATT: General Agreement on Tariffs and Trade)第24条では、最恵国待遇原則の例外として、関税同盟または自由貿易地域創設という形で、一部の加盟国同士での関税引き下げを認めている。関税同盟または自由貿易地域を創設するのが途上国同士でなければ、ガット第24条で認められる関税同盟または自由貿易地域が創設されることになる。途上国同士であれば、1979年のガット締約国団決定、いわゆる授

表1 日本のFTA一覧

名称	加盟国・地域	発効年月	経緯
日本・シンガポール 経済連携協定	日本、 シンガポール (H)	2002年 11月	2001年1月交渉開始 2002年1月署名
日本・メキシコ 経済連携協定	日本、 メキシコ (UM)	2005年 4月	2002年11月交渉開始 2004年9月署名
日本・マレーシア 経済連携協定	日本、 マレーシア (UM)	2006年 7月	2004年1月交渉開始 2005年12月署名
日本・チリ 経済連携協定	日本、 チリ (UM)	2007年 9月	2006年2月交渉開始 2007年3月署名
日本・タイ 経済連携協定	日本、 タイ (LM)	2007年 11月	2004年2月交渉開始 2007年4月署名
日本・ブルネイ 経済連携協定	日本、 ブルネイ (H)	2008年 7月	2006年6月交渉開始 2007年6月署名
日本・インドネシア 経済連携協定	日本、 インドネシア (LM)	2008年 7月	2005年7月交渉開始 2007年8月署名
日本・フィリピン 経済連携協定	日本、 フィリピン (LM)	2008年 12月	2004年2月交渉開始 2006年9月署名
日本・ASEAN 包括 的経済連携協定 (AJCEP)	日本、 ASEAN	2008年 12月	2005年4月交渉開始 2008年4月署名
日本・スイス 経済連携協定	日本、 スイス (H)	2009年 9月	2007年5月交渉開始 2009年2月署名
日本・ベトナム 経済連携協定	日本、 ベトナム (L)	2009年 10月	2007年1月交渉開始 2008年12月署名
日本・インド 経済連携協定	日本、 インド (LM)	2011年 8月	2007年1月交渉開始 2011年2月署名
日本・ペルー 経済連携協定	日本、 ペルー (UM)	2012年 3月	2009年5月交渉開始 2011年6月署名
日本・豪州 経済連携協定	日本、 豪州 (H)	2015年 1月	2007年4月交渉開始 2014年7月署名
日本・モンゴル 経済連携協定	日本、 モンゴル (LM)	2016年 6月	2012年6月交渉開始 2015年2月署名

出典：日本貿易振興機構（JETRO）「世界と日本のFTA一覧」

注：加盟国・地域欄に入っている国名の後に付したアルファベットは、筆者が書き入れた。

FTA 交渉開始時点での世界銀行による分類に従い、高所得国 (H)、上位中所得国 (UM)、下位中所得国 (LM)、低所得国 (L) としている。

権条項に基づいて、ガット第 24 条よりも緩やかな条件が適用される⁽⁵⁾。

ここで関税同盟と自由貿易地域の相違点を確認しておく。A 国と B 国との関税同盟であれば、A 国と B 国とが、相互の関税を撤廃するだけでなく、第三国の C 国に対して共通の関税を課す。ガット第 24 条 8 項 (a) によれば、関税同盟とは、「構成国間の実質上のすべての貿易、または少なくとも構成国原産の実質上すべての貿易について、関税その他の制限的通商規則を廃止し、同盟の各構成国が実質的に同一の関税その他の通商規則をその同盟に含まれない地域の貿易に対して適用するために、単一の関税地域をもって 2 以上の関税地域に替えるもの」をいう。

他方、A 国と B 国とで自由貿易地域を創設するのであれば、A 国と B 国は相互の関税を撤廃するが、第三国の C 国に対しては、A 国と B 国がそれぞれ独自に関税を設定する。ガット第 24 条 8 項 (b) によれば、自由貿易地域とは、「関税その他の制限的通商規則がその構成地域の原産の製品の構成地域間における実質上すべての貿易について廃止されている 2 以上の関税地域の集団」をいう。

関税同盟といっても、津久井 (1993) によると、1947 年のガット起案当時は、ベネルックス関税同盟程度の小規模なものしか予想されていなかった⁽⁶⁾。ガット第 24 条の規定もベネルックス関税同盟のように小規模な関税同盟を規制することを意図して作成されたとしている⁽⁷⁾。また 1948 年のガット改正で追加された自由貿易地域の規定も、津久井 (1993) によると、開発途上国の経済発展のために、開発途上国間の特恵制度をある程度認めることが、その本来の趣旨であったとされている⁽⁸⁾。

ガット第 24 条 4～10 項では、関税同盟及び自由貿易地域の創設及び創設のための中間協定の締結を、貿易自由化の見地から、一定の要件の下に、最恵国待遇原則の例外として承認している。まずガット第 24 条 4 項の第 1 文で、「締約国は、任意の協定により、その協定の当事者間の経済の一層密接な統合を発展させて貿易の自由を増大すること

が望ましいことを認める。」として、経済統合を望ましいものと認めている。同条4項の第2文の前半で、「関税同盟又は自由貿易地域の目的が、その構成領域内の貿易を容易にすることにあり、」（下線筆者）とし、後半で「そのような領域と他の締約国との間の貿易に対する障害を引き上げることにはない。」として、関税同盟や自由貿易地域創設といった経済統合の目的が、構成国間の貿易を容易にすることであり、構成国以外の加盟国との間の貿易障壁を引き上げることにはないと規定している⁽⁹⁾。そして同条5項の第1文で、「よつて、この協定の規定は、締約国の領域の間で、関税同盟を組織し、若しくは自由貿易地域を設定し、又は関税同盟の組織若しくは自由貿易地域の設定のために必要な中間協定を締結することを妨げるものではない。」としている。しかしながら同条5項の第2文で、「ただし、次のことを条件とする。」として、経済統合の要件を規定している。

関税同盟についてはガット第24条5項(a)で、「関税同盟又は関税同盟の組織のための中間協定に関しては、当該関税同盟の創設又は当該中間協定の締結の時にその同盟の構成国又はその協定の当事国ではない締約国との貿易に適用される関税その他の通商規則は、全体として、当該関税同盟の組織又は当該中間協定の締結の前にその構成地域において適用されていた関税の全般的な水準及び通商規則よりもそれぞれ高度なものであるか又は制限的なものであつてはならない。」としている。つまり、関税同盟形成後の関税その他の貿易障壁の全般的な水準が、従前よりも高度ないし制限的なものではないことを求めている。

同様に、自由貿易地域についてはガット第24条5項(b)で、「自由貿易地域又は自由貿易地域の設定のための中間協定に関しては、各構成地域において維持されている関税その他の通商規則で、その自由貿易地域の設定若しくはその中間協定の締結の時に、当該地域に含まれない締約国又は当該協定の当事国でない締約国の貿易に適用されるものは、自由貿易地域の設定又は中間協定の締結の前にそれらの構成地域に存在していた該当の関税その他の通商規則よりそれぞれ高度なもの

であるか又は制限的なものであつてはならない。」としている。つまり、自由貿易地域では、域外諸国との貿易に適用される自由貿易地域の関税その他の通商規則が、従前よりも高度ないし制限的なものではないことを求めている。自由貿易地域の場合は、自由貿易地域を構成する各国が、域外に対して独自の関税及び通商規則を維持するので、上に挙げた判断は構成国毎になされることになる⁽¹⁰⁾。

つまり、ガット第24条5項(a)と5項(b)は経済統合の域外要件で、関税その他の通商規則に関し域外に対して障壁を高めないことが求められている。他方、先に挙げた、ガット第24条8項(a)と8項(b)は経済統合の域内要件で、域内の原産品の域内での貿易について関税その他の制限的通商規則を撤廃することが求められている⁽¹¹⁾。

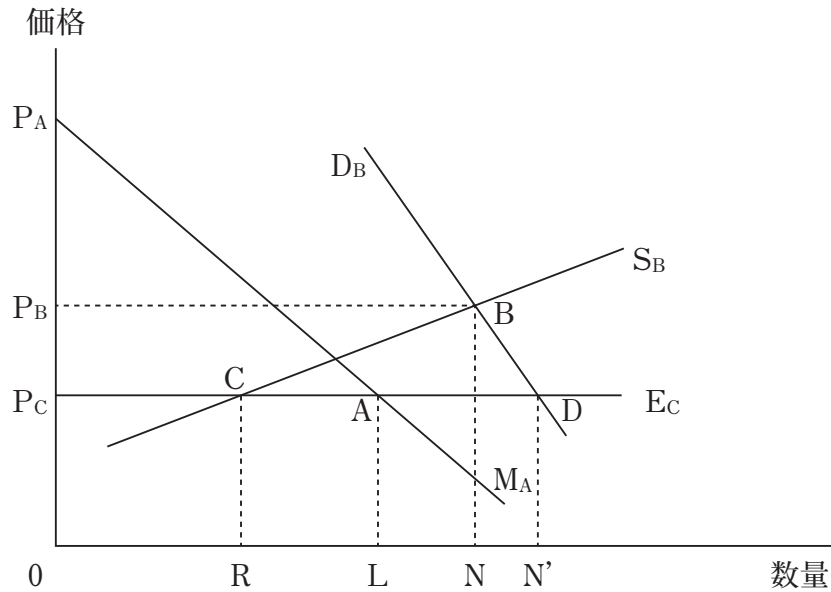
3. 自由貿易地域創設による経済厚生減少の可能性と補償

ここでは、池間(1992)の部分均衡モデルを用いて、自由貿易地域創設前後での域内国経済厚生の比較によって、自由貿易協定締結の可否を検討する。

A・B・C国という3つの国があるとする。まずは各国が貿易をおこなわない自給自足の状態、次に関税等の貿易障壁が一切存在しないところで貿易がおこなわれる状態、そして関税が課されるなかで貿易がおこなわれる状態を、順に見ていく。その上でA国とB国とで自由貿易地域を創設する状況を想定する。自由貿易地域を創設により、A国とB国のあいだでの貿易に課される関税は撤廃される。域外となるC国への関税は、自由貿易地域の場合、A国とB国それぞれが従前の水準で賦課し続けることになる。ガット第24条5項(b)にある自由貿易地域創設の域外要件によると、域外に対しての関税水準を、創設前よりも高めてはならない。自由貿易地域創設の前後で、A国とB国、それぞれの経済厚生を比較する。

図2において直線 M_A は、A国での国内需要量マイナス国内供給量を

図2 自給自足状態と自由貿易状態



表した、A国の超過需要曲線を表している。貿易がおこなわれれば、この直線 M_A はA国の輸入需要曲線となる。価格を示した縦軸の切片である P_A は、自給自足状態では、A国での国内価格になる。B国の需要曲線は直線 D_B 、供給曲線は直線 S_B である。両者の交点に対応する価格 P_B は、自給自足状態ではB国の国内価格となる。C国は一定の価格 P_C で財を無限に生産できると仮定し、水平な直線 E_C はC国の供給曲線である。貿易がおこなわれれば、この直線 E_C はC国の輸出曲線となる。

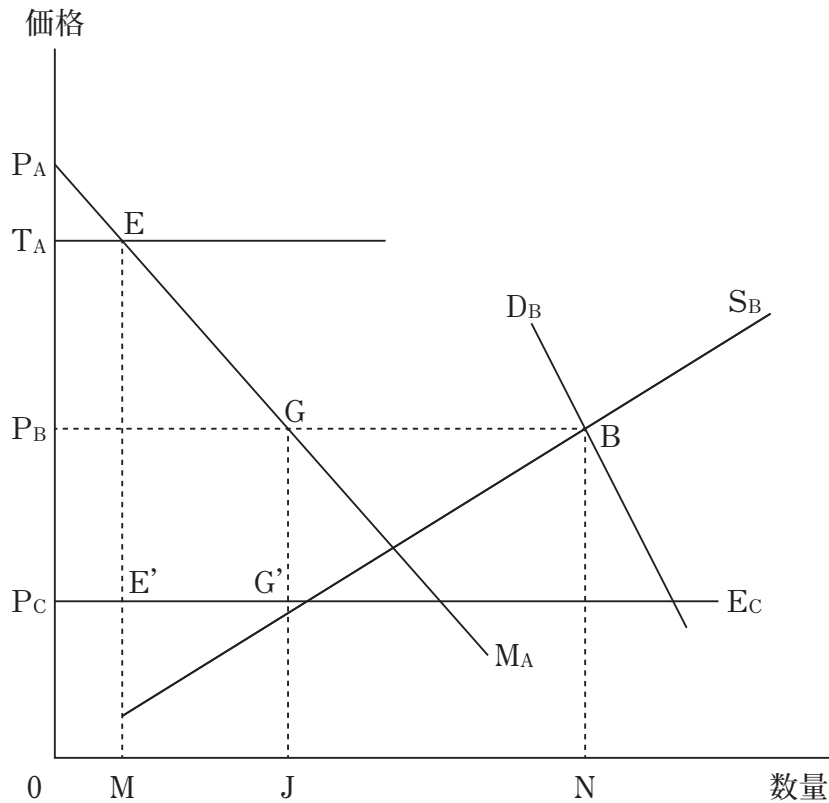
A国はB国に比べて市場規模が小さいか、あるいは需要を国内生産で賅うことができているため、超過需要曲線 M_A が、B国の需要曲線 D_B よりも内側に位置している。財価格は、各国が貿易をおこなわない自給自足状態で、A国で最も高く (P_A)、C国で最も低く (P_C)、B国でそれらの中間 (P_B) にある。

つぎに、貿易がおこなわれる状態、しかも関税等の貿易障壁がない自由貿易状態を見ることにする。価格は各国共通で P_C になる。A国はC国から OL 量を輸入する。A国が自給自足の状態では P_A であった価格が P_C へ低下したことで、A国の国内生産量は減少し、国内消費量は

増加する。A国の経済厚生は、自給自足状態のときと比較して $\triangle P_A A P_C$ 分、すなわち $(P_C P_A \cdot 0L)/2$ だけ増加する。B国では価格が各国共通で P_C になったことにより、国内生産量は $0N$ 量から $0R$ 量に減少し、国内需要量は $0N$ 量から $0N'$ 量へ増加する。国内需要量と国内生産量の差にあたる RN' 量が、C国から輸入される。B国の経済厚生は、自給自足状態のときと比較して、 $\triangle BDC$ 分増加する。C国は、A国に $0L$ 量を、B国には RN' 量を輸出する。水平な輸出供給曲線を仮定しているから、自由貿易状態でC国は輸出によって、自給自足状態のときと比べて経済厚生が増加する。

次に、A国とB国が各国共通価格 P_C に関税を課す場合を見る。図3に示すとおり、A国は関税 $P_C T_A$ を課すとする。この関税は、輸入禁止的な関税水準である $P_C P_A$ よりは低い水準になっている。B国も関税 $P_C P_B$ を課すとする。B国ではこの関税を課すことで、財を輸入しようとする財の価格が、自給自足状態で成立する価格と一致する。した

図3 関税賦課と自由貿易地域創設 その1



がってこの関税 $P_c P_B$ は、輸入禁止的関税といえる。ちなみにここでは、 $P_c T_A > P_c P_B$ を仮定していることになる⁽¹²⁾。A国の国内価格は T_A になり、 $0M$ 量がC国から輸入される。A国の関税収入は $P_c T_A \cdot 0M$ の面積で表される。B国では国内価格が P_B のままになり、自給自足状態が継続される。C国はA国へ $0M$ 量を輸出するが、輸入禁止的関税を課しているB国への輸出はおこなわれない。

以上のように、A国とB国が関税を賦課しているところに、A国とB国とで自由貿易地域を創設する状況を想定する。C国は自由貿易地域の域外国となる。自由貿易地域創設では、A国とB国は相互の関税を撤廃するが、C国に対してはそれぞれ独自に関税を設定し続ける。ガット第24条5項(b)にある自由貿易地域創設の域外要件によると、自由貿易地域創設にあたっては、域外に対して関税を高めないことが求められている。そこでA国とB国は、C国に対してそれぞれ独自に設定する関税を、自由貿易地域創設以前のまま、適用し続けるとする。

A国とB国が自由貿易地域を創設すると、B国はC国から価格 P_B ($= P_c + \text{関税 } P_c P_B$) で輸入できるので、域内では財の共通価格 P_B が成立する。B国はC国から輸入した財を、A国に輸出することもできる。A国の輸入は、C国からの輸入が、B国からの輸入に転換されるうえ、総輸入量は $0M$ 量から $0J$ 量へと拡大する。C国からの輸入が、B国からの輸入に置き換わった分 ($0M$ 量) が貿易転換となり、輸入量の拡大分 (MJ 量) が貿易創出となる。B国はA国へ輸出する $0J$ 量をC国から輸入する。これは貿易創出となる。以上をC国側から見ると、C国の輸出量は拡大する。A国への輸出が、B国への輸出に切り替わるものの、C国の輸出量は $0M$ 量から $0J$ 量へと拡大するので、こうした自由貿易地域創設は、域外貿易拡大的といえる。自由貿易地域創設により、A国・B国・C国の全体で見て貿易量は増えるし、個々の国でも貿易量が減った国はない。域外貿易量も増えている。つぎに経済厚生を見る。

自由貿易地域の創設によって、A国の経済厚生が増えるか、減るか

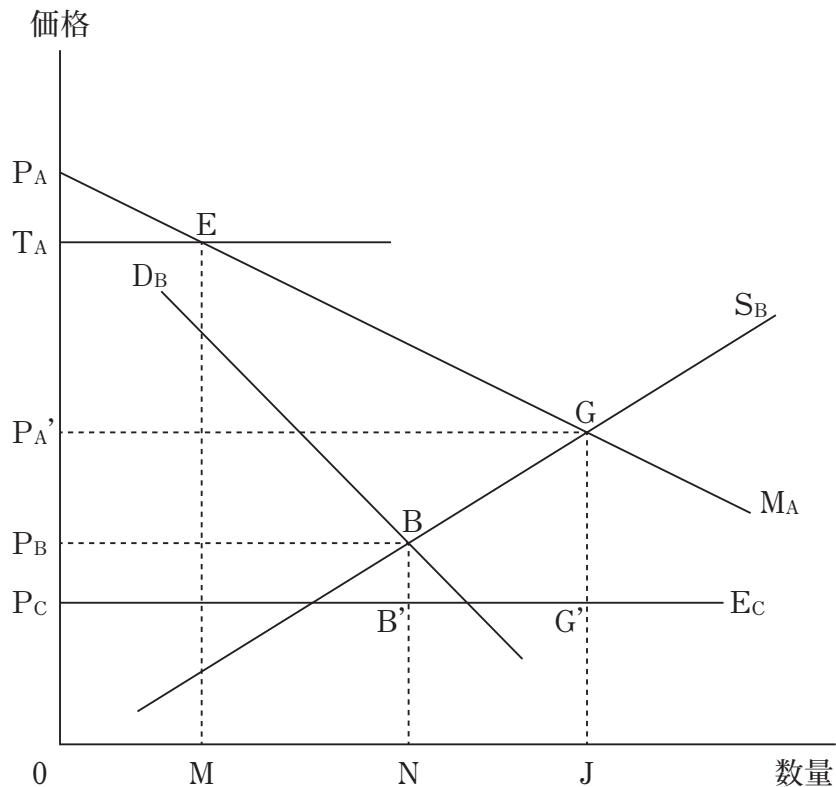
は不明である。自由貿易地域創設による A 国経済厚生の変化分は、面積 $(P_B T_A \cdot MJ)/2$ から面積 $(P_C P_B \cdot 0M)$ を差し引いたものとなるが、この大きさが正となるか、負となるかは不明だからである。しかしながら、自由貿易地域創設以前は $P_C P_B \cdot 0M$ の面積で表されていた A 国の関税収入は無くなる。C 国からの輸入が、自由貿易地域創設により、関税が課されない B 国からの輸入に切り替わったのが原因である。他方、B 国の経済厚生は関税収入 $(P_C P_B \cdot 0J)$ 分だけ、必ず増加する。A 国と B 国合計で見ると、経済厚生は台形 EGG'E' 分だけ増加する。したがって A 国と B 国は、自由貿易地域を創設するほうがよい。創設によって経済厚生が増加する B 国には、創設のインセンティブ（動機）が存在する。他方で、経済厚生が減る可能性がある A 国に、B 国は自由貿易地域創設のために補償をおこなうことが求められるであろう。

A 国は B 国に比べて国内市場規模が大きい、A 国国内での生産がわずかにしかおこなわれていない場合には、図 4 のように、A 国の輸入需要曲線 M_A が B 国の需要曲線 D_B よりも外側に位置することになる。こうした場合でも自由貿易地域創設による経済厚生の変化を見ることにする。

まずは自由貿易地域創設前、図 3 を使って見たのと同様に、A 国が関税 $P_C T_A$ を課し、A 国の国内価格が T_A となる場合を想定する。A 国は $0M$ 量を C 国から輸入し、 $(P_C T_A \cdot 0M)$ の関税収入を得る。そこに A 国と B 国が自由貿易地域を創設し、A 国と B 国が相互の関税を撤廃すると、A 国の国内価格は P_A' へと低下する。なぜなら B 国の供給曲線 S_B が、A 国の供給曲線のごとき働きをして、直線 S_B と直線 M_A との交点 G で、A 国の国内価格が決定されるからである。他方、B 国の国内価格は P_B のままである。すると自由貿易地域内で、価格差 $P_B P_A'$ が発生することになる。A 国の国内価格は、B 国の国内価格よりも高くなる。自由貿易地域内で価格差が存在することは、原産地規則が必要になる。

もし自由貿易地域内で価格差 $P_B P_A'$ があれば、A 国は、B 国で生産された財ではなく、C 国から B 国に価格 P_B で輸入された財を、B 国が

図4 関税賦課と自由貿易地域創設 その2



ら輸入するであろう。その結果、価格 P_B が域内価格となる。A 国の消費者余剰は増えるものの、A 国の関税収入は無くなる。他方で B 国は、C 国からの輸入により関税収入が得られるようになるものの、自由貿易地域を創設しても生産者余剰が増えないことになる。そこで、A 国の輸入にあたり、B 国産品と、B 国経由の C 国産品とを区別する必要がある。原産地規則は、B 国産品と B 国経由の C 国産品とを区別するための規則である。

原産地規則が設けられていると、A 国の輸入量は $0J$ 量になる。C 国からの輸入は、B 国からの輸入に転換される。 $0M$ 量が貿易転換で、 MJ 量が貿易創出となる。B 国は需要量である $0N$ 量のすべてを、C 国から輸入することになる。この $0N$ 量は貿易創出となる。C 国から A 国への輸出は $0M$ 量が減ったが、B 国へ $0N$ 量の輸出へと切り替わったことになり、結果として C 国の輸出は MN 量増えた。よって自由貿易地域創設は域外貿易拡大的である。

つぎに経済厚生をみる。A国は関税収入を失い、B国は関税収入を得る。A国で失われる関税収入は $(P_c T_A \cdot 0M)$ となり、B国で獲得される関税収入は $(P_c P_B \cdot 0N)$ となる。A国の経済厚生が増えるか減るかは、 $(P_A' T_A \cdot MJ/2)$ と $(P_c P_A' \cdot 0M)$ との大小関係に依存する。前者が後者よりも大きければ、A国の経済厚生は増加する。他方でB国の経済厚生はかならず増加する。関税収入増加分 $(P_c P_B \cdot 0N)$ と生産者余剰増加分(台形 $P_A' GBP_B$)の合計で増加する。C国の経済厚生は、輸出が増えるので増加する。A国とB国の合計で経済厚生は増える。B国の経済厚生は増加するので、たとえA国の経済厚生が減少しても、B国が減少分を補償すれば、自由貿易地域を創設できるであろう。

以上の結果をここでまとめておく。図3の状態、つまりA国の超過需要(輸入需要)曲線である直線 M_A が、B国の国内需要曲線である直線 D_B よりも内側にある状態で、A国とB国が自由貿易地域を創設するには、創設によって経済厚生が増加するB国が、A国に補償をおこなうとよい。A国は自由貿易地域創設によって関税収入が得られなくなるし、創設によって経済厚生が増加するか減少するかが不明だからである。B国は自由貿易地域創設によって関税収入が得られるようになり、経済厚生も関税収入の増加分、増加することになるからである。

図4の状態、つまりA国の超過需要(輸入需要)曲線である直線 M_A が、B国の国内需要曲線である直線 D_B よりも外側にある状態でも、自由貿易地域を創設すると、A国とB国、両国合計の経済厚生は増える。しかし、A国の経済厚生は増加するか減少するかが不明であるし、関税収入は得られなくなる。B国は自由貿易地域創設によって関税収入が得られるようになり、また経済厚生も増加する。自由貿易地域を創設するには、B国が、A国に補償をおこなう必要がある。

自由貿易地域を創設する場合、B国のように新たに関税収入が得られ、また場合によっては図4で示したケースのように生産者余剰増加分も加わることで、経済厚生が増加する国がある。その一方で、A国のように関税収入が得られなくなり、経済厚生が減少する可能性がある国

も存在する。

関税には国内産業を保護する機能のほかに、財源機能もある⁽¹³⁾。財源機能とは、関税収入が国の財源となる側面に着目する。先進国において財源としての関税の重要性は、経済の発展と内国税体系の整備によって低下している。その一方、途上国の中には依然として、財源として関税が重要である国もある⁽¹⁴⁾。

先に示した表1は、日本が締約し、2018年11月時点で発効が済んでいるFTAの一覧である。表の加盟国・地域欄にある国名の後に付したアルファベットは、世界銀行による所得階層別分類によって国々を分類した結果を示したものとなる。世界銀行は1人あたりの国内総所得額で、世界の国々を高所得国、上位中所得国、下位中所得国、低所得国の4つに分類している。表1で高所得国（表中ではHと表記）はシンガポール、ブルネイ、スイス、オーストラリア（豪州）のみであり、日本がFTAを締結した相手は15協定中、11の協定で高所得国ではない国々となっていることが見て取れる。

途上国同士で、関税同盟または自由貿易地域を創設するのであれば、ガットの授権条項にもとづく緩やかな条件が適用される。授権条項は途上国に、ガットの最恵国待遇原則の義務の履行を免除したものである⁽¹⁵⁾。授権条項は、ガットの東京ラウンドの際にガット締約国団によってなされた決定で、1979年11月に採択された。この授権条項によって、一般特惠関税がガットの最恵国待遇原則の違反となることを回避することができる。ただし、WTOにはどのような国が途上国とみなされるかの規定がなく、途上国への分類は加盟国の自己申告に基づいている⁽¹⁶⁾。

日本は世界銀行の分類で高所得国となり、また経済協力開発機構（OECD: Organization for Economic Cooperation and Development）加盟国である。その日本が締約するFTA、言い換えれば日本が含まれているFTAでは、相手が途上国であってもガット第24条で認められた自由貿易地域を創設する必要がある。部分均衡モデルで見たA国にあたる

国とともに、日本が自由貿易地域を創設するには、自由貿易地域創設によって関税収入が得られなくなり、また経済厚生が減少する可能性のある A 国にあたる国への補償をおこなう必要があるだろう⁽¹⁷⁾。その補償をおこなう方法の1つとして、政府開発援助 (ODA: official development assistance) の供与が考えられる。

4. 政府開発援助

ここで、開発途上国に供与される援助資金について整理しておく。開発途上国の社会・経済の発展を支援するためにおこなう「経済協力」は、公的資金 (OF: Official Flow)、民間資金 (PF: Private Flow)、非営利団体による贈与、の3つに分類される⁽¹⁸⁾。この公的資金 (OF) のうち、ODA は以下に挙げる3つの条件を満たすものであり、ODA と見なされないものが、その他公的資金 (OOF: Other Official Flows) に分類される。ODA はさらに、贈与 (無償資金協力と技術協力) と有償資金協力 (円借款) からなる二国間援助と、国際機関への拠出を指す多国間援助とに分けられる。

開発途上国に供与する資金が ODA と見なされるには、次の3つの条件を満たす必要がある (ODA の定義)。

- ・ 政府ないし政府の実施機関 (公的機関) によって供与されるものであること。
- ・ 開発途上国の経済開発や福祉の向上に寄与することを主たる目的としていること。
- ・ 資金協力については、その供与条件が開発途上国にとって重い負担にならないようになっており、譲許性 (グラント・エレメント) が 25 パーセント以上であること。

こうした ODA の定義は、開発援助をおこなう国のフォーラムであり、

OECD 内の一組織である、OECD 開発援助委員会 (DAC: Development Assistance Committee) が国際的に定めている。DAC が援助先としてリストに挙げた開発途上国・地域や国際機関への贈与または借款で、上の 3 条件を満たすものが ODA と見なされる。公的機関がおこなう開発途上国への資金供与であっても、グラント・エレメントが 25 パーセント未満のものや、資金供与の主な目的が、上の 3 条件で二番目に挙げた開発途上国の経済開発・福祉の向上と一致していないものは ODA とは見なされず、その他公的資金 (OOF) に分類されることになる。

グラント・エレメントとは、援助の金融条件である金利、融資期間などに関して、借り手である被援助国側にとっての有利さを測定するための指標である。資金供与が、元本の返済がなく、利払いのない贈与であれば、グラント・エレメントは 100 パーセントと計算される一方、商業的融資と違いがない資金供与であればグラント・エレメントは 0 パーセントと計算される。金利について言えば、金利が高くなるほど、グラント・エレメントの値は低くなり、その資金供与は ODA とは見なされにくくなる。

国際連合は 1970 年の総会で、ODA の目標を、国民総生産（現在は国民総所得 (GNI)）の 0.7 パーセントと定めた⁽¹⁹⁾。OECD 開発援助委員会 (DAC) では、開発援助問題を検討することで、開発途上国援助の量的拡大と援助の効率化を図ろうとしてきた。DAC では実施された援助の検証・評価をおこなっており、DAC 議長によって毎年、『開発協力報告書』が公表されている。ところで DAC は、OECD 加盟国 36 カ国のうち、主要援助供与国 29 カ国に欧州連合 (EU) を加えた 30 の構成員から成る⁽²⁰⁾。日本も DAC の一員として、国連が定めた ODA の目標である、GNI 比 0.7 パーセント以上を達成することが求められる。

その日本の ODA の特徴として、他の援助国と比較すると、供与対象地域がアジア中心であること、道路など経済インフラへの資金供与比率が高く、教育など社会インフラへの資金供与比率が低いことや、借款の多用が挙げられている⁽²¹⁾。

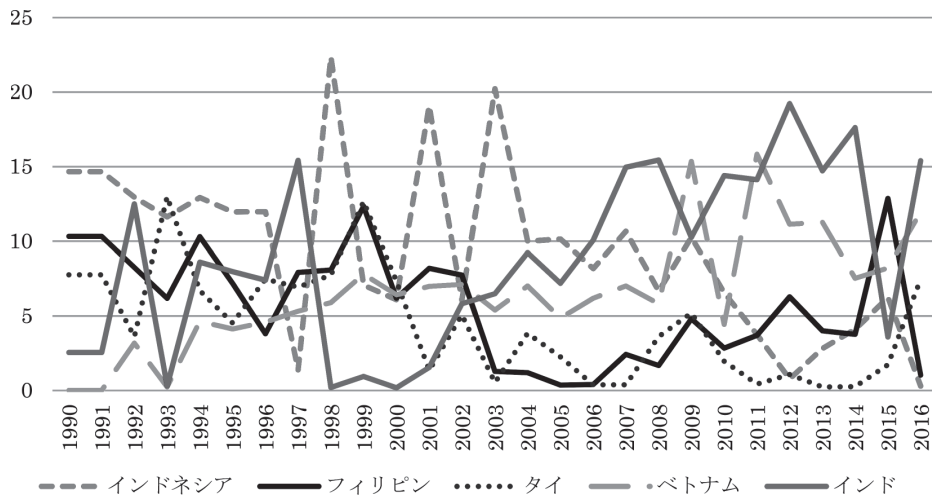
ODA 資金の被援助国（レシピエント）間配分については、Alesina and Dollar (2000) や Schraeder, Hook and Taylor (1998) といった先行研究がある。Alesina and Dollar (2000) で供与国（ドナー）による援助資金の配分は、被援助国への経済上の援助必要性和被援助国のパフォーマンスだけでなく、供与国側の政治的かつ戦略的配慮に基づいておこなわれているとの検証結果が示されている。二国間援助の場合には、ODA 供与国側の国益と ODA 供与目的とのあいだで、どのように折り合いをつけるかという問題がある。

Alesina and Dollar (2000) では、二国間援助資金の被援助国間配分が、アメリカの場合は地政学上の利益と商業上の利益を求めて、日本の場合は商業上の利益を求めて、カナダ・デンマーク・オランダ・ノルウェー・スウェーデンの場合は人道的関心から、おこなわれたとする実証結果が出ている。地政学上の利益や商業上の利益、言い換えれば政治力や経済力強化のためにおこなう援助を「利己的援助」、人道的関心からおこなう援助を「利他的援助」と表現することもあるが、その線引きは曖昧なものであるとも言える。浅沼・小浜 (2017) では、北欧諸国による人道的関心からの援助を、北欧諸国による人権・環境に関する政策の促進として、その援助目的をソフト・パワーの行使と捉えている。ODA が、援助国と被援助国との関係を良好にするのにとどまらず、たとえば国連の安全保障理事会で理事国の任にある途上国の投票行動に影響を与えるために利用されるならば、ODA は援助国の政治力強化に用いられていることになり、もはやソフト・パワーの行使と言うことすら難しくなる。

表 1（日本の FTA 一覧）で、加盟国・地域の列にある国名に影をつけたものは、日本からの ODA 供与対象となったことがある国々である。スイスとオーストラリアを除いた国々がそれらにあたる。世界銀行によって高所得国に分類されているシンガポールとブルネイについても、1995 年までは日本からの ODA 供与対象国となっていた。

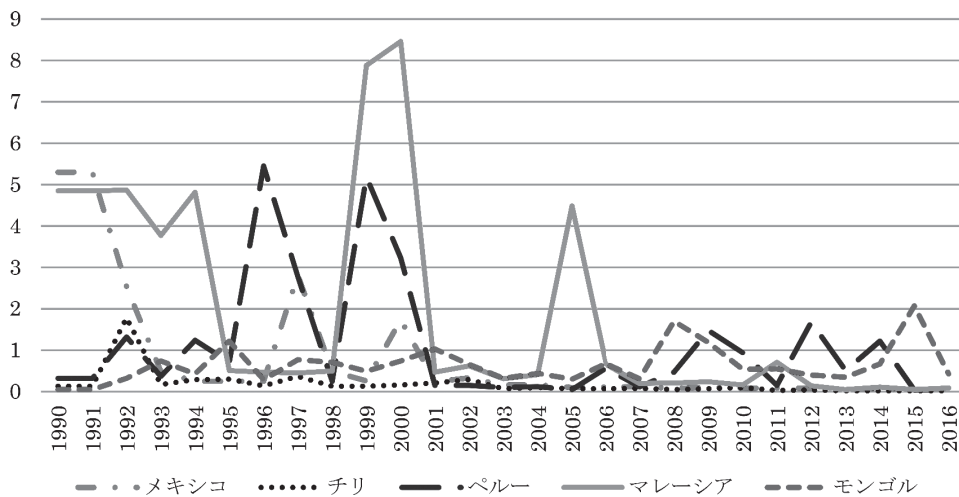
図 5-1 と図 5-2 には各年で、日本との FTA 締約国各国向けの ODA 供

図 5-1 日本からの ODA に占める割合 (%)



データ出典：OECD Stat. *Aid commitments to countries and regions.*

図 5-2 日本からの ODA に占める割合 (%)



データ出典：OECD Stat. *Aid commitments to countries and regions.*

与額が、日本からの ODA 供与額全体に占める割合をグラフにしたものである⁽²²⁾。図 5-1 には割合が比較的大きな国々、図 5-2 には割合が比較的小きな国々と、それぞれ分割して示した。各国向け ODA の割合は、年毎に安定していないことが見てとれる。図 5-1 にあるインドネシア向けの割合は、図に挙げた国々のなかでは 2000 年代半ばまで大きかったが、同時に年毎の変動も激しかった。2000 年代半ば以降はベトナム向け、インド向けの割合が大きくなっているが、やはり年によって割合に変動がある。

これら図 5-1 と図 5-2 とを用いて、自由貿易地域創設交渉と ODA 供与との関係を見ていく。例えばインドは表 1 で示したとおり、2007 年 1 月に日本との FTA 交渉を開始し、2011 年 2 月に協定に署名した。インドへの ODA 供与額の割合は 2005 年には 7.19%、2006 年には 10.07% であったが、FTA 交渉を開始した 2007 年には 14.96%、2008 年には 15.44% と増加している。インドと比較すれば割合の値は小さくなるものの、マレーシアについても同様のことが言える。マレーシアとは 2004 年 1 月に FTA 交渉を開始し、2005 年 12 月に協定に署名した。そのマレーシアへの ODA 供与額の割合は 2005 年に 4.49% となり、前年（2004 年）の 0.41%、前々年（2003 年）の 0.31% から大きく増加していることが見てとれる。

本稿の 3 節で述べたとおり、開発途上国の中には、財源として関税が重要な国々がある。それにもかかわらず、自由貿易地域を創設すると、その関税収入を得にくくなる可能性がある。他方、開発途上国への援助資金供与側としては、供与する資金が ODA と見なされるには、資金供与の主な目的が開発途上国の経済開発・福祉の向上に一致している必要がある。そこで日本が、日本との FTA 締結国を対象に実施した ODA 事業で、貿易・徴税に関するものを調べて、その一覧を表 2 とした。インドネシア、ベトナム、モンゴルに、貿易・徴税関連では合計で 6 件の技術協力事業が実施されている。インドネシアへは 2007 年 8 月の FTA 署名の後、2010 年 3 月から貿易手続行政能力向上のための技術協力が実施された。ベトナムへは 2007 年 1 月の FTA 交渉開始に先立って、税関行政近代化のための技術協力が実施され、2009 年 10 月の FTA 発効後にも、通関電子化や税関行政近代化のための技術協力が実施された。

また、日本の ODA の特徴として、借款の多用が挙げられていることはすでに述べた。公的機関による融資が有償資金協力（借款）と見なされるには、ODA と見なされる条件のところで述べたとおり、商業的融資よりも、金融条件が借り手側に有利でなくてはならない⁽²³⁾。商業的

表2 FTA 締結国を対象に実施した貿易・徴税関連 ODA 事業一覧 (1990 年以降)

国	事業期間	事業形態	分野	事業名
インドネシア	2010 年 3 月 ～ 2013 年 6 月	技術協力	ガバナンス、 民間セクター開発	貿易手続行政キャパ シティ向上プロジェクト
ベトナム	2004 年 8 月 ～ 2007 年 7 月	技術協力	経済政策	税関行政近代化のための 指導員養成プロジェクト
ベトナム	2012 年 4 月 ～ 2015 年 7 月	技術協力	経済政策、 民間セクター開発	通関電子化促進 プロジェクト
ベトナム	2015 年 8 月 ～ 2018 年 6 月	技術協力	経済政策	VNACCS による税関 行政近代化プロジェクト
モンゴル	2013 年 11 月 ～ 2016 年 10 月	技術協力	経済政策	国税庁徴税機能強化及び 国際課税取組支援 プロジェクト
モンゴル	2017 年 1 月 ～ 2020 年 1 月	技術協力	ガバナンス、 経済政策	国税庁徴税機能強化及び 国際課税取組支援 プロジェクトフェーズ 2

出典：日本国際協力機構（JICA）ホームページ

融資の利払いと比較して、借り手側にとって有償資金協力（借款）の利払い負担の少なさが、FTA 締結に際しての補償になると解釈できる。

5. 結びにかえて

高瀬・横溝（2012）では ODA 供与と、ODA 供与先との貿易量との相関について考察をおこなった。これに対して本稿では、自由貿易地域創設によって発生の可能性がある、経済厚生減少を補償する手段として、ODA を取り上げた。自由貿易地域創設によって経済厚生の増加する国がある一方、関税収入が得られなくなり、経済厚生が減少する可能性のある国も存在する。そこで自由貿易地域創設には、経済厚生が増える国から、経済厚生が減る可能性のある国への補償が必要となる。

本稿では自由貿易地域創設と政府開発援助との関係が存在することは推察できたものの、定量的分析で関係を証明するまでには至っていない。この証明を次の課題としたい。

参考文献一覧

- 浅沼信爾・小浜裕久 (2017) 『ODA の終焉 機能主義的開発援助の勧め』勁草書房。
- 安藤勝美 (1994) 「地域機構の法的機能と政治的機能」、安藤勝美編『地域協力機構と法』第1章、アジア経済研究所。
- 池間誠 (1992) 「自由貿易地域と関税同盟の理論」『一橋論叢』108 (6)、p.831-849。
- 石川幸一 (2012) 「TPP と東アジアの地域統合のダイナミズム」『季刊 国際貿易と投資』Autumn 2012/No.89、p.74-89。
- 上野麻子 (2007) 「地域貿易協定による関税自由化の実態と GATT 第 24 条の規律明確化に与える示唆」RIETI Discussion Paper Series 07-J-039。
- 遠藤正寛 (2005) 『地域貿易協定の経済分析』東京大学出版会。
- R.E. ケイブズ、J.A. フランケル、R.W. ジョーンズ (2003) 『国際経済学入門 I 国際貿易編』伊藤隆敏監訳、田中勇人訳、日本経済新聞社。
- 経済産業省 (2018) 『2018 年版不公正貿易報告書』。
- 小寺彰 (2003) 『転換期の WTO』東洋経済新報社。
- 坂田和光 (2015) 「我が国の新たな開発援助政策—援助をめぐる国際的環境の変化を踏まえて—」『レファレンス』平成 27 年 6 月号。
- 佐々波楊子 (1997) 「総論：GATT から WTO へ」『WTO で何が変わったか』第1章、日本評論社。
- 菅原淳一 (2005) 「「東アジア自由貿易地域」の実現に向けて」『みずほ総研論集』2005 年 II 号。
- 高瀬浩一・横溝えりか (2012) 「開発援助」、川邊信雄・嶋村絃輝・山本哲三編『日本の成長戦略』第3章、中央経済社。
- 田村次郎 (2001) 『WTO ガイドブック』弘文堂。
- 津久井茂充 (1993) 「コメンタール・ガット 第 24 条 適用地域—国境貿易—関税同盟及び自由貿易地域 (その 1)」『貿易と関税』1993 年 2 月号、p.64-73。
- 中川淳司・清水章雄・平覚・間宮勇 (2012) 『国際経済法』第2版、有斐閣。
- 浜名弘明 (2013) 「OECD における開発援助を巡る議論の変遷」日本国際経済学会関東支部 2013 年 11 月研究会報告資料。
- 松谷満雄・米谷三以 (2015) 『国際経済法』東京大学出版会。
- 棕寛 (2006) 「地域間貿易協定と多角的貿易自由化の補完性：経済学的考察と今後の課題」RIETI Discussion Paper Series 06-J-006。
- 箭内彰子 (2014) 「WTO における途上国優遇制度の見直し論」『アジア研ワールド・トレンド』No.225、2014 年 7 月、p.10-13。
- 山ノ内健太 (2017) 『日本の自由貿易協定 (FTA) の貿易創出効果』三菱経済研究所。
- 横溝えりか (2017) 「国際通貨基金における G5 各国の投票力と融資資金提供

- 量との相関について」『政経研究』第53巻第4号、p.71-88。
- 横溝えりか (2013) 「公的援助資金フローと貿易」『経済研究』第100号、p.211-227。
- Alberto Alesina and David Dollar (2000) “Who Gives Foreign Aid to Whom and Why?” *Journal of Economic Growth*, 5 p.33-63.
- Peter J. Schraeder, Steven W. Hook and Bruce Taylor (1998) “Clarifying the Foreign Aid Puzzle A Comparison of American, Japanese, French, and Swedish Aid Flows” *World Politics* 50, p.294-323.
- Simon Scott (2017) “The grant element method of measuring the concessionality of loans and debt relief” *OECD Development Center Working Paper* No. 339.
- Jacob Viner (1961) *The Customs Union Issue*, Anderson Kramer Associates.
- (1) WTO データベース Regional Trade Agreements Information System (RTA-IS), List of all RTAs, including accessions to RTAs より。協定発効年に基づいて筆者が勘定した。
- (2) 遠藤 (2005) p.29-30、菅原 (2005) p.10-11、石川 (2012) p.75 より。
- (3) 地域貿易協定は、自由貿易協定と関税同盟の総称となる。
経済産業省ホームページ
http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/negotiation/rta/rta.html より。
- (4) 日本貿易振興機構 (ジェトロ) 海外調査部国際経済課「世界と日本の FTA 一覧」
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/8224a285c5cb4bd3/20170081.pdf より。
- (5) 中川・清水・平・間宮 (2012) 第10章、p.250。
- (6) ベネルクス関税同盟は、ベルギー、オランダ、ルクセンブルクの三国で1947年に結成された。同関税同盟は1960年に、三国の関税および通貨に関する国際的な結合であるベネルクス経済同盟へ移行した。
- (7) 津久井 (1993) p.67。
- (8) 津久井 (1993) p.67。
- (9) 経済産業省ホームページに掲載されているガット条文の翻訳では、「構成領域間」とあるが、WTO ホームページに掲載されているガット条文の原文より、ここでは「構成領域内」と訳した。
ガット条文の翻訳が掲載されている経済産業省ホームページの URL は、
http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto_agreements/custom_duty/html/03.html
ガット条文の原文が掲載されている WTO ホームページの URL は、
https://www.wto.org/english/tratop_e/region_e/region_art24_e.htm
- (10) 津久井 (1993) p.66。

- (11) 上野 (2007) p.4。
- (12) つまり A 国の関税は、B 国の関税よりも高いことを仮定していることになる。
- (13) 関税には、貿易歪曲効果を是正する機能もある。
- (14) 経済産業省 (2018) 第 II 部第 5 章。
- (15) 授権条項の正式名称は「異なるかつ一層有利な待遇並びに相互主義および開発途上国のより十分な参加」となる。
- (16) 箭内 (2014) p.11。
- (17) 日本が加わる自由貿易地域創設交渉で農産物は、関税引下げ対象の例外として扱われてきた。
- (18) 財務省および外務省による分類。
財務省ホームページ「ODA の定義」
https://www.mof.go.jp/international_policy/economic_assistance/oda/oda.html
外務省ホームページ「ODA (政府開発援助)」
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/oda/oda.html>
- (19) 南北問題が注目されはじめた 1961 年の国連総会で、ケネディ米大統領の呼びかけにより、開発戦略である「国連開発の 10 年」が決定された。しかし南北格差はむしろ拡大していったため、格差を解消すべく、1970・80・90 年代にそれぞれ第二、三、四次の「国連開発の 10 年」が出された。
- (20) DAC は、その前身である DAG (Development Assistance Group) の機能・性格・メンバーシップを継承したもので、1960 年の OECD 閣僚決議によって設置が決定された。
- (21) 坂田 (2015) p.2, p.5。
- (22) シンガポールとブルネイについては 1996 年以降、日本の ODA 供与対象国から外れているので、グラフには載せていない。
- (23) グランド・エレメントの計算方法については、Scott (2017) 参照。